

## 利根川下流部係留船対策計画改定（案）について

利根川下流部では、秩序ある係留環境の指針として、平成 17 年 7 月に「利根川下流部係留船対策計画（以降、現計画）」が策定された。現計画が策定されてから 15 年以上が経過し、策定当時と水面利用を取り巻く環境が変化しており、現状との不整合が生じている。

そのため、今後は社会情勢や河川環境等の変化、また、激甚化する災害に対応した河川整備の進捗状況等に応じ、実行力ある不法係留対策となるよう適宜見直しについて検討する必要がある。

以下に「利根川下流部係留船対策計画」の改定のポイントを示す。

### 《利根川下流部係留船対策計画の改定のポイント》

- ① 手賀川（利根川合流点～曙橋まで）を対象区域に追加
  - ・ 現計画の対象区域外となっている手賀川においても不法係留船が確認されており、積極的な対応の実施が必要なため対象区域として追加する。
- ② 係留許可対象船舶の明確化（原則、生業船のみ係留可）
  - ・ 生業を行うために必要な船舶とレジャーの用に供する船舶とで扱いを異にすることとし、漁船等の生業船は係留を認め、生業船以外の船舶は既存の適正な船舶保管施設への移動を促すこととする。
- ② これまでの「暫定係留施設」を「係留施設」に位置づけ
  - ・ 現計画に基づき係留許可を受けた船舶は、原則漁業等の生業船のみであること、また、現状で恒久施設の整備計画策定の予定がないこと等から、現計画で設定した「暫定係留施設」は、「計画的な不法係留船対策の促進について（H10.6.19 建設局長通達）」に基づき将来の恒久施設の整備を前提とした「暫定係留施設」としているが、今後は「河川敷地占用許可準則」に基づく「係留施設」として位置付けることとする。
- ③ 「将来の係留施設の計画」の項目を削除
  - ・ 現状で恒久施設の整備計画策定の予定がないことから、現計画の「将来の係留施設の計画」については削除する。従って、生業船以外の船舶は既存の適正な船舶保管施設への移動を促すこととする。
- ⑤ 船舶所有者の責務に係留不要となった場合の対応を追記
  - ・ 新たな不法係留船発生抑止の観点から、係留施設への係留が不要となった場合、船舶所有者の責任により速やかに係留施設から移動、もしくは、船舶の処分を行うことを明記する。

⑥ 必要に応じて、係留船対策計画を見直すことを明記

- ・今後の係留環境への社会的要請の変化によっては、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる区域（重点的撤去区域）や質並びに管理水準の多様な恒久施設の整備計画等を検討する必要性が生じる可能性があることから、係留船対策計画を適宜見直していくことを明記する。

以上